

被災者支援に関する 各種制度の概要



令和5年7月

京都市上京区役所

【目 次】

- はじめに ⇒ 3 ページ

火災や自然災害などで住家等に被害が出た

- | | |
|---------------------------|---------|
| 1 り災証明書 | ⇒ 3 ページ |
| 2 災害見舞金 | ⇒ 4 ページ |
| 3 災害による市営住宅への特定入居 | ⇒ 4 ページ |
| 4 災害による住宅情報の提供及び市営住宅の一時使用 | ⇒ 4 ページ |
| 5 一般廃棄物処理手数料の減免 | ⇒ 5 ページ |

災害が原因で家族が亡くなられた

- | | |
|---------|---------|
| 6 災害弔慰金 | ⇒ 5 ページ |
|---------|---------|

住宅の補修費用について補助を受けたい

- | | |
|---------------|---------|
| 7 被災者住宅再建等支援金 | ⇒ 6 ページ |
|---------------|---------|

子どもの養育・就学を支援してほしい

- | | |
|------------------------------|---------|
| 8 児童扶養手当及び特別児童扶養手当の所得制限の適用除外 | ⇒ 6 ページ |
| 9 保育所保育料の減免 | ⇒ 6 ページ |
| 10 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の支払猶予 | ⇒ 7 ページ |
| 11 学童クラブ事業等利用料金の免除 | ⇒ 7 ページ |
| 12 児童福祉施設措置費等の徴収金の免除 | ⇒ 7 ページ |
| 13 就学援助（京都市立小・中学校） | ⇒ 8 ページ |
| 14 授業料の免除（京都市立高等学校） | ⇒ 8 ページ |
| 15 教科用図書の給与 | ⇒ 8 ページ |

税金の軽減や納税の猶予等をしてほしい

1 6 市民税・府民税の減免	⇒ 9 ページ
1 7 固定資産税の減免	⇒ 10 ページ
1 8 軽自動車税の減免	⇒ 11 ページ
1 9 納税の猶予	⇒ 12 ページ

医療や介護に関する支払いの軽減をしてほしい

2 0 国民健康保険料の災害減免	⇒ 13 ページ
2 1 国民健康保険一部負担金の減免	⇒ 13 ページ
2 2 後期高齢者医療保険料の災害減免	⇒ 13 ページ
2 3 後期高齢者医療一部負担金の減免	⇒ 14 ページ
2 4 国民年金保険料の免除	⇒ 14 ページ
2 5 介護保険料の減免	⇒ 14 ページ
2 6 介護保険利用者負担金の減免	⇒ 15 ページ
2 7 敬老乗車証の負担金の減免	⇒ 15 ページ

福祉サービスに関する支払いの軽減をしてほしい

2 8 障害のある方の障害福祉サービス及び地域生活支援事業に係る利用者負担額の減免	⇒ 15 ページ
2 9 障害児支援施設の利用に係る利用者負担額の減免	⇒ 16 ページ

その他

3 0 農地・土地改良施設の復旧支援	⇒ 16 ページ
3 1 林業用施設等の復旧支援	⇒ 16 ページ
3 2 住民票の写し及び印鑑登録証明書の手数料免除	⇒ 17 ページ
3 3 税証明の手数料の免除	⇒ 17 ページ
3 4 特別障害者手当の所得制限の適用除外	⇒ 17 ページ

【参考】京都府の災害に伴う府税の減免制度の対象

⇒ 18 ページ

国税の減免制度の対象

⇒ 18 ページ

○ はじめに

- ・ 本冊子では、台風や地震などの自然災害や火災の被害に遭われた被災者の方に御活用いただける各種支援制度についてわかりやすくまとめています。
- ・ 「り災証明書」を申請書類に含む制度については、各項目に星マークを記載しています（★…原本が必要な場合、☆…コピー（複写）でも可能な場合）。
- ・ 自然災害のり災証明書について、証明を受けたり災区分（「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」、「準半壊に至らない（一部損壊）」の6区分）により、利用できる支援制度が異なる場合があります。り災区分ごとの制度利用の可否は、【利用可能なり災区分（自然災害）】欄に記載していますので、御確認ください（○…利用可能、△…利用可能ですが、り災区分以外の要件を満たす必要があります。詳しくは記載の各制度担当までお問い合わせください。）。
- ・ 火災のり災証明書は、自然災害のり災証明書のようなり災区分はありませんが、火災被害の場合も支援制度の対象となります。制度の適用に関しては、別途基準が設けられている場合がありますので、詳細は各制度担当までお問い合わせください。

～自然災害や火災などで、住家等に被害が出た～

1 り災証明書

区役所又は消防署が住家等の被害状況を調査し、自然災害や火災の事実による被害の程度を証明するもの。各支援制度の申請等に必要となります。

【申請期日】随時受付

（自然災害の場合、建物被害認定調査等に基づき被害の程度を証明します。）

【担当】

●自然災害の場合 上京区役所 地域力推進室 総務・防災担当

TEL：441-5029

●火災の場合 上京消防署 TEL：431-1371

※ 民間保険の請求には、原則り災証明書は不要とされています。り災証明書を申請する前に保険会社に御確認ください。

（参考）自然災害のり災証明書におけるり災区分の認定基準

被害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない（一部損壊）
損害基準判定 (住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合)	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

※ この他、必要に応じて浸水区分（床上浸水、床下浸水）を証明する場合があります。

2 災害見舞金 ☆

市内で発生した災害により、住宅が全壊、全焼、流失、半壊（大規模半壊、中規模半壊を含む）、半焼、床上浸水、消火活動による冠水の被害に遭った世帯の世帯主等に対して、見舞金を支給する制度（世帯人数、災害の程度により 5,000 円～30,000 円）

※ 各区役所・支所の調査により、支給の可否を判断します。

【担当】上京区役所 地域力推進室 総務・防災担当 TEL：441-5029

【利用可能なり災区分（自然災害）】

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
○	○	○	○	—	—

※ 浸水区分（床上浸水）の証明を受けた場合も、支給対象となることがあります。

※ 火災の被害による制度利用等については、担当までお問い合わせください。

3 災害による市営住宅への特定入居 ☆

地震、暴風雨、洪水その他の異常な自然現象又は火災により住居を失った方に、公募によらず市営住宅への入居を認める制度

【申請期日】被災後 3箇月以内

【担当】京都市住宅供給公社 被災者向け住宅情報センター TEL：223-0750

【利用可能なり災区分（自然災害）】

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
△	△	△	△	△	△

※ 住居の損壊だけでなく、住居に居住が不可であることが必要です。

※ 火災の被害による制度利用等については、担当までお問い合わせください。

4 災害による住宅情報の提供及び市営住宅の一時使用 ☆

市内で火災又は風水害等の自然災害により住宅に被害を受けた火災等被災者に対し、一元的に住まいの情報提供を行うとともに、市営住宅を無償で一時使用できる制度

【申請期日】被災後 1箇月以内

【担当】京都市住宅供給公社 被災者向け住宅情報センター TEL：223-0750

【利用可能なり災区分（自然災害）】

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
△	△	△	△	△	△

※ 住居の損壊だけでなく、住居に居住が不可であることが必要です。

※ 火災の被害による制度利用等については、担当までお問い合わせください。



5 一般廃棄物処理手数料の減免 ☆

市内で発生した災害（火災、浸水等）により、現に居住する住宅に被害を受けた方に対して、災害により生じた一般廃棄物の処理手数料（ごみ処理手数料）を減額又は免除する制度

【申請期日】被災後 6箇月以内

【担当】

●火災の場合 上京区役所 地域力推進室 総務・防災担当

TEL : 441-5029

●火災以外の場合 京都市環境政策局 環境総務課 TEL : 222-3450

【利用可能なり災区分（自然災害）】

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
○	○	○	○	○	○

※ 火災の被害による制度利用等については、担当までお問い合わせください。

～災害が原因で家族が亡くなられた～

6 災害弔慰金

市内で発生した災害により死亡した方の遺族に対して弔慰金を支給する制度（亡くなられた方1人につき30,000円）

※ 各区役所・支所の調査により、支給の可否を判断します。

【担当】上京区役所 地域力推進室 総務・防災担当 TEL : 441-5029

～住宅の補修費用について補助を受けたい～

7 被災者住宅再建等支援金 ☆

京都府の補助制度が適用された災害により被災した住宅の補修等の費用を補助する制度

※ 詳細は、下記担当までお問い合わせください。

【担当】京都市保健福祉局 保健福祉総務課（被災者住宅再建等支援金担当）

TEL : 222-3360

【利用可能なり災区分（自然災害）】

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
○	○	○	○	○	○

※ 火災の被害による制度利用等については、担当までお問い合わせください。

～子どもの養育・就学を支援してほしい～

8 児童扶養手当及び特別児童扶養手当の所得制限の適用除外 ☆

ひとり親家庭や中程度以上の障害のある児童を養育する家庭等で、住宅等の財産におおむね2分の1以上の損害を受けた世帯において、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の所得制限の適用が除外される制度（災害を受けた年の所得が所得制限を超える場合（翌年審査）は、手当額の返還が必要です。）

【担当（児童扶養手当）】上京区役所 子どもはぐくみ室 TEL : 441-5119

【担当（特別児童扶養手当）】上京区役所 障害保健福祉課 TEL : 441-5121

【利用可能なり災区分（自然災害）】

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
○	—	—	—	—	—

※ 火災の被害による制度利用等については、担当までお問い合わせください。

9 保育所保育料の減免 ☆

災害等によって収入の減少や資産の損失があり、それらの額が一定の基準を超える場合に保育所保育料を減免する制度

【申請期日】減免希望月の前月中

【担当】上京区役所 子どもはぐくみ室 TEL : 441-5119

【利用可能なり災区分（自然災害）】

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
△	△	△	△	△	△

※ 災害による資産の損失額が、保育料の算定根拠となった所得額の合計額の3割を超える場合に適用できます。

※ 火災の被害による制度利用等については、担当までお問い合わせください。

10 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の支払猶予 ☆

災害により被災した場合は、償還金の支払いを猶予する制度

【申請期日】猶予希望月の前月 15 日頃

【担当】上京区役所 子どもはぐくみ室 TEL：441-5119

【利用可能なり災区分（自然災害）】

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
○	○	○	○	○	○

※ 火災の被害による制度利用等については、担当までお問い合わせください。

11 学童クラブ事業等利用料金の免除 ☆

災害による被害を受けた場合に一定の要件で減免する制度

【申請期日】災害復旧経費の確定後、すみやかに担当までお問い合わせください。

【担当】利用されている市内各児童館、学童保育所及び放課後ほっと広場

※ 利用されている施設まで御連絡ください。

【利用可能なり災区分（自然災害）】

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
△	△	△	△	△	△

※ 災害復旧経費を控除した収入認定額により利用料金を再計算します。

※ 火災の被害による制度利用等については、担当までお問い合わせください。

12 児童福祉施設措置費等の徴収金の免除 ☆

災害による被害を受けた場合に一定の要件で減免する制度

【申請期日】被災後、速やかに担当までお問い合わせください。徴収金の減免は、申請書等が受理された日の属する月の翌月からの適用となります。

【担当】

●母子生活支援施設・助産施設以外

児童福祉センター（児童相談所） TEL：801-2929

※ 南区・伏見区管内は、

第二児童福祉センター（第二児童相談所） TEL：612-2727

●母子生活支援施設・助産施設

上京区役所 子どもはぐくみ室 TEL：441-5119

●障害児入所施設

児童福祉センター（発達相談課） TEL：801-9182

※ 南区・伏見区管内は、

第二児童福祉センター（発達相談部門） TEL：612-2700

【利用可能なり災区分（自然災害）】

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
○	○	○	○	○	○

※ 火災の被害による制度利用等については、担当までお問い合わせください。

1 3 就学援助（京都市立小・中学校）★

火災または地震などの自然災害により援助を受け、経済的な理由によりお困りの保護者の方に対し、学用品費、給食費等を援助する制度

【申請期日】被災後1箇月以内の申請であれば、被災日からの認定になります。

【担当】各京都市立小・中学校

【利用可能なり災区分（自然災害）】

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
○	○	○	○	○	○

※ 火災の被害による制度利用等については、担当までお問い合わせください。

1 4 授業料の免除（京都市立高等学校）★

火災または地震などの自然災害により著しい損害を受けた方を対象として、授業料を免除する制度

※ この制度の利用は「高等学校等就学支援金」の支給を受けられない方に限ります。

【申請期日】授業料の減免は、申請書等が受理された日の属する月からです。

【担当】各京都市立高等学校

【利用可能なり災区分（自然災害）】

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
○	○	○	○	○	○

※ 火災の被害による制度利用等については、担当までお問い合わせください。

1 5 教科用図書の給与

火災または地震などの自然災害により教科書を焼失、滅失した方に対して、教科書を無償で給与する制度

（在籍校にお問い合わせください。）

※ 就学援助制度の「要保護」、「準要保護」に該当する方のみ。

【申請期日】被災後1箇月以内（原則）

【担当】各京都市立小・中学校、各京都市立高等学校

～税金の軽減や納税の猶予等をしてほしい～

16 市民税・府民税の減免 ☆

震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住居用家屋や事業を営む者の事務所、その他農業所得により生計を維持する者の農作物等に損害を受けた納税者について、3割以上の損害を受けた場合に税額の全部又は一部を減免する制度（所得制限あり）
※ 「り災証明書」等、被災された事実を証明する書類が必要です。

【申請期日】被災後、納期限まで（原則）

【担当】京都市行財政局 市税事務所 市民税第1～第4担当

市税事務所市民税担当窓口一覧			
ビル葆光	担当名	担当地域	電話番号 <市外局番075>
1階	市民税第1担当	北区・上京区	746-5824
		中京区	746-5819
3階	市民税第2担当	山科区・伏見区醍醐	746-5837
		伏見区・伏見区深草	746-5834
4階	市民税第3担当	右京区	746-5843
		西京区	746-5849
	市民税第4担当	左京区・東山区	746-5863
		下京区・南区	746-5872



【利用可能なり災区分（自然災害）】

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
○	○	○	—	—	—

※ 火災の被害による制度利用等については、担当までお問い合わせください。

17 固定資産税の減免 ☆

震災、風水害、火災その他これらに類する災害により損失を受けた固定資産について、
損失の程度に応じて固定資産の税額の全部又は一部を免除できる制度

※ 「り災証明書」等、被災された事実を証明する書類が必要です。

【申請期日】被災後、納期限まで

【担当】

●土地・家屋 京都市行財政局 市税事務所

市税事務所固定資産税担当窓口一覧					
ビル葆光	担当名	担当地域	電話番号 <市外局番075>		
5階	固定資産税第1担当	北区・上京区・左京区	土地担当	746-6431	
			家屋担当	746-6432	
6階	固定資産税第2担当	山科区・伏見区	土地担当	746-6436	
			家屋担当	746-6437	
7階	固定資産税第3担当	右京区・西京区	土地担当	746-6451	
			家屋担当	746-6452	
8階	固定資産税第4担当	中京区・東山区・下京区・南区	土地担当	746-6462	
			家屋担当	746-6463	

●償却資産

京都市行財政局 資産税課（償却資産担当） TEL：213-5214

【利用可能なり災区分（自然災害）】

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
○	○	○	○	—	—

※ 火災の被害による制度利用等については、担当までお問い合わせください。

18 軽自動車税（種別割）の減免

震災、風水害、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けた軽自動車等について、当該年度の軽自動車税（種別割）を減免する制度

【申請期日】被災後、当該年度の納期限まで

【担当】京都市行財政局 市税事務所 軽自動車税事務所 TEL：213-5467

京都市軽自動車税事務所

伏見区深草中川原町13番地の7

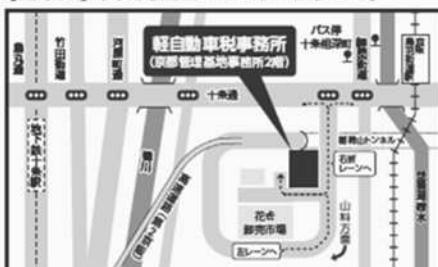
京都管理基地事務所2階

※車イスでお越しの方は玄関横のインターホンで
お呼びください。

【京 阪】「鳥羽街道」徒歩5分

【市バス】南5号系統「十条相深町」徒歩3分

【地下鉄】「十条」出口1から東へ徒歩12分



十条通と鴨荷山トンネル進入路の交差点のすぐ南。京都市
花き地方卸売市場を目印にお越しください。

(注)鴨荷山トンネルは125cc以下のバイクは通行できません。

京都市軽自動車税事務所(分室)

中京区烏丸御池南西角

井門明治安田生命ビル5階

【地下鉄】「烏丸御池」4-2出口（エレベーターで5階へ）

【市バス】「烏丸御池」すぐ

【阪 急】「烏丸」から北へ徒歩10分



(注)駐車場・駐輪場はありません。

- ※ 被害の程度が新車価格の10%相当以上の場合に適用されます。
- ※ 被災日が分かる書類、修理費の見積書が必要です。
- ※ 火災の被害による制度利用等については、担当までお問い合わせください。

19 納税の猶予 ☆

震災、風水害、火災その他の災害により、市・府民税等を納めることが困難となった場合、1年以内の期間を限度に納税を猶予する制度

【申請期日】被災後、速やかに担当までお問い合わせください。

【担当】

●個人市・府民税（普通徴収）、固定資産税（土地・家屋）・都市計画税及び軽自動車税（種別割）

→ 京都市行財政局 市税事務所 納税第1～第6担当

※ 1月1日現在にお住まいの地域の担当へお問い合わせください。

（下記一覧参照）

●上記以外の税目

→ 京都市行財政局 市税事務所 納税室 諸税徴収担当

市税事務所納税担当窓口一覧		
担当名	担当地域	電話番号 <市外局番075>
納税第1担当	市外	222-3513
	北区	222-3441
	上京区	222-3442
納税第2担当	左京区	222-3446
	中京区	222-3453
納税第3担当	右京区	222-3454
	西京区	222-3455
	西京区洛西	222-3456
納税第4担当	東山区	222-3457
	下京区	222-3458
	南区	222-3459
納税第5担当	伏見区	222-3460
	伏見区深草	222-3461
納税第6担当	山科区	222-3462
	伏見区醍醐	222-3463
諸税徴収担当		222-3514

【利用可能なり災区分（自然災害）】

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
○	○	○	○	○	○

※ 火災の被害による制度利用等については、担当までお問い合わせください。

～医療や介護に関する支払いの軽減をしてほしい～

20 国民健康保険料の災害減免 ☆

火災及び震災、風水害、落雷、がけ崩れ等の崩落、干ばつ、冷害、凍害、霜害等自然災害によって家屋やその他財産に被害を受けた場合、及び資産の盗難にあった場合に、その損害割合に応じて保険料を減額する制度

【申請期日】被災後、速やかに担当までお問い合わせください。

【担当】上京区役所 保険年金課 資格担当 TEL：441-5130

【利用可能なり災区分（自然災害）】

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
○	○	○	○	—	—

※ 浸水区分（床上浸水）の証明を受けた場合も、減免対象となることがあります。

※ 火災の被害による制度利用等については、担当までお問い合わせください。

21 国民健康保険一部負担金の減免 ☆

災害その他特別の理由があり、一部負担金の支払いが困難であると認められる場合、一部負担金を減免する制度（収入・預貯金その他の要件あり）

【申請期日】医療機関等への支払いが困難となった際に、担当までお問い合わせください。

【担当】上京区役所 保険年金課 保険給付・年金担当 TEL：441-5138

【利用可能なり災区分（自然災害）】

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
○	○	○	○	○	○

※ 火災の被害による制度利用等については、担当までお問い合わせください。

22 後期高齢者医療保険料の災害減免 ☆

災害により住宅・家財等の財産に著しい損害を受けた場合に、その損額区分に応じて保険料を減額する制度

【申請期日】被災後1年以内

【担当】上京区役所 保険年金課 資格担当 TEL：441-5130

【利用可能なり災区分（自然災害）】

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
○	○	○	○	—	—

※ 浸水区分（床上浸水）の証明を受けた場合も、減免対象となることがあります。

※ 火災の被害による制度利用等については、担当までお問い合わせください。

2 3 後期高齢者医療一部負担金の減免 ☆

震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅・家財等の財産に著しい損害を受け、一部負担金の支払いが困難な場合、被害状況に応じ一部負担金を減免する制度（収入、預貯金その他の要件あり）

【申請期日】被災後 1 年以内

【担当】上京区役所 保険年金課 保険給付・年金担当 TEL：441-5138

【利用可能なり災区分（自然災害）】

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
○	—	—	—	—	—

※ 火災の被害による制度利用等については、担当までお問い合わせください。

2 4 国民年金保険料の免除 ☆

居住する家屋等の財産が 2 分の 1 以上の損害を受けて、保険料の納付が著しく困難な場合、申請により保険料が免除される制度

【申請期日】被災後、速やかに担当までお問い合わせください。

【担当】上京区役所 保険年金課 保険給付・年金担当 TEL：441-5138

【利用可能なり災区分（自然災害）】

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
○	—	—	—	—	—

※ 火災の被害による制度利用等については、担当までお問い合わせください。

2 5 介護保険料の減免 ☆

火災、地震等の災害により、住宅・家財等の財産に著しく損害を受けた場合、その損害割合に基づく区分により、一定期間の介護保険料が減免される制度

【申請期日】被災後、速やかに担当までお問い合わせください。

※ 年度最初の介護保険料の納期から 2 年を経過すると適用できなくなります。

【担当】上京区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当 TEL：441-5106

【利用可能なり災区分（自然災害）】

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
○	○	○	○	—	—

※ 火災の被害による制度利用等については、担当までお問い合わせください。

2 6 介護保険利用者負担金の減免 ☆

火災、地震等の災害により、住宅・家財等の財産に著しく損害を受けた場合、その損害割合に基づく区分により、被害状況に応じ、利用者負担額を免除する制度

【申請期日】被災後、速やかに担当までお問い合わせください。

【担当】上京区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当 TEL：441-5106

【利用可能なり災区分（自然災害）】

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
○	○	○	○	—	—

※ 火災の被害による制度利用等については、担当までお問い合わせください。

2 7 敬老乗車証の負担金の減免 ☆

交付決定通知日から起算して、過去1年以内にり災されていた場合、被害状況に応じて負担金を減免する制度

【申請期日】被災後、速やかに担当までお問い合わせください。

【担当】京都市敬老乗車証交付事務センター TEL：050-5443-6647

【利用可能なり災区分（自然災害）】

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
○	○	○	○	—	—

※ 火災の被害による制度利用等については、担当までお問い合わせください。

～福祉サービスに関する支払いの軽減をしてほしい～

2 8 障害のある方の障害福祉サービス及び地域生活支援事業に係る利用者負担額の減免 ☆

災害により住宅、家財又はその財産が被害を受けた場合、その損害区分に応じて、一定期間利用者負担額を免除する制度

【申請期日】被災後、速やかに担当までお問い合わせください。利用者負担額の減免は、申請書等が受理された日の属する月の翌月からの適用となります。

【担当】上京区役所 障害保健福祉課 TEL：441-5121

【利用可能なり災区分（自然災害）】

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
○	○	○	○	—	—

※ 火災の被害による制度利用等については、担当までお問い合わせください。

29 障害児支援施設の利用に係る利用者負担額の減免 ☆

災害により住宅、家財又はその財産が被害を受けた場合、その損害区分に応じて、一定期間利用者負担額を免除する制度

【申請期日】被災後、速やかに担当までお問い合わせください。利用者負担額の減免は、申請書等が受理された日の属する月の翌月からの適用となります。

【担当】市内全域（南区・伏見区管内を除く。）：

児童福祉センター（発達相談課） TEL：801-9182

南区・伏見区管内：

第二児童福祉センター（発達相談部門） TEL：612-2700

【利用可能なり災区分（自然災害）】

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
○	○	○	○	—	—

※ 火災の被害による制度利用等については、担当までお問い合わせください。

～その他、被災者支援に関する制度～

30 農地・土地改良施設の復旧支援

自然災害等により農地・土地改良施設（農業用水路、農道等）が被災した場合、その復旧に必要な経費の一部を補助する制度

※ ビニールハウスや農作物等の被災については、対象災害に指定された場合に支援対象となります。

【申請期日】被災後、速やかに担当までお問い合わせください。

【担当】産業観光局 北部農業振興センター TEL：366-2010

（担当区域：北区、上京区、左京区（花脊・広河原・久多地域除く）、中京区、右京区（京北地域除く））

南部農業振興センター TEL：585-3202

（担当区域：東山区、山科区、下京区、南区、伏見区）

南部農業振興センター洛西分室 TEL：323-7321

（担当区域：西京区）

京北・左京山間部農林業振興センター TEL：852-1817

（担当区域：右京区京北地域、左京区花脊・広河原・久多地域）

31 林業用施設等の復旧支援

自然災害により森林被害（人工林のスギやヒノキ等）又は山腹崩壊を受けた場合、復旧に必要な経費の一部を補助する制度

【申請期日】被災後、速やかに担当までお問い合わせください。

【担当】産業観光局 林業振興課 TEL：222-3346

京北・左京山間部農林業振興センター TEL：852-1817

3 2 住民票の写し及び印鑑登録証明書の手数料免除 ★ (り災証明書の提出不要 (原本提示必要)。ただし、提示が困難と認められる場合は申立書でも対応)

災害により被害を受けた方及びその保証人となる方が、生活再建に必要な手続き（住宅修復や移転等の資金の貸付申請等）に利用する「住民票の写し」及び「印鑑登録証明書」の発行手数料を免除する制度

【申請期日】当該り災に関する生活再建が完了するまで

【担当】上京区役所 市民窓口課 窓口担当 TEL：441-5057

【利用可能なり災区分（自然災害）】

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
○	○	○	○	○	○

※ 火災の被害による制度利用等については、担当までお問い合わせください。

3 3 税証明の手数料の免除 ★ (り災証明書の提出不要 (原本提示必要)。ただし、提示が困難と認められる場合は申立書でも対応)

災害による生活再建のための手続きにおいて、証明書が必要な方及びその保証人となる方が税証明を請求する場合、発行手数料を免除する制度

※ 「り災証明書」等、被災された事実を証明する書類及び保証人については、り災者の保証人となっている契約書が必要です。

【申請期日】当該り災に関する生活再建が完了するまで

【担当】上京区役所 市民窓口課 窓口担当 TEL：441-5057

【利用可能なり災区分（自然災害）】

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
○	○	○	○	○	○

※ 火災の被害による制度利用等については、担当までお問い合わせください。

3 4 特別障害者手当の所得制限の適用除外 ☆

重度障害のある方を含む家庭等で、住宅等の財産におおむね2分の1以上の損害を受けた世帯において、特別障害者手当の所得制限の適用が除外される制度（災害を受けた年の所得が所得制限を超える場合（翌年審査）は、手当額の返還が必要です。）

【担当】上京区役所 障害保健福祉課 TEL：441-5121

【利用可能なり災区分（自然災害）】

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
○	—	—	—	—	—

※ 火災の被害による制度利用等については、担当までお問い合わせください。

～その他、府や国の制度～

京都府の災害に伴う府税の減免制度の対象

不動産取得税、自動車税、自動車取得税、個人事業税の減免については、以下の京都府の窓口にお問合せください。

対象	担当	連絡先
不動産取得税・自動車税・個人事業税	京都南府税事務所	692-1320
自動車取得税	自動車税管理事務所	672-6155

国税の減免制度の対象

所得税等の減免については、以下の税務署の窓口にお問合せください。

対象	担当	連絡先
所得税等	上京税務署	441-9171